

# 第45回サステナビリティ基準委員会（SSBJ） での審議の概要

2024年12月16日開催

2024年12月17日

第45回の審議では、確定基準公表後の対応及び、これまでの審議の結果を踏まえた適用基準案と一般基準案の文案の修正について審議が行われました。

## 【第45回SSBJで審議された事項】

### 1. 審議事項

- (1) 確定基準公表後の対応（審議事項A1-2）
- (2) 「サステナビリティ開示基準の適用」の文案（審議事項A1-3）（※1）
- (3) 「一般開示基準」の文案（審議事項A1-4）（※1）

（※1）審議事項A1-3、A1-4については、資料は非公開

SSBJでは、2024年3月29日に公表したサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）の公開草案（以下あわせて「2024年3月公開草案」という）（※2）に寄せられたコメント（コメント期限2024年7月31日）について、2025年3月末までに確定基準を公表することを目標に再審議を行っています。上記1.の事項は、これまでの再審議の結果を踏まえて、SSBJ事務局が提案を行ったものです。

（※2）2024年3月公開草案

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準案」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般基準（案）」（以下「一般基準案」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準案」という）

### (1) 確定基準公表後の対応（審議事項A1-2）

#### 【事務局提案】

- ① 確定基準公表後の対応として、次の事項を適用基準の結論の背景に定めることが、事務局より提案されました。
  - 国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という）が、IFRSサステナビリティ開示基準（以下「ISSB基準」という）を改訂する場合、当委員会が公表するSSBJ基準上の取扱いについて可及的速やかに検討を開始する。
  - ISSBが教育的資料等を公表した場合、当委員会において、補足文書の公表の要否について可及的速やかに検討を開始する。
  - SSBJ基準公表後かつ強制適用前のSSBJ基準の見直しについて、SSBJ基準における定めが明確であるものの、これに従った開示を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者により識別され、その旨当委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの要否を当委員会において判断する。
  - SSBJ基準の強制適用後、SSBJ基準に従って作成されたサステナビリティ関連財務開示がISSB基準に従って作成されたサステナビリティ関連財務開示と同じになることを意図して、必要に応じて、SSBJ基準における定めを追加又は削除することを検討する。

② 上記①の「別途の対応」に関する具体的な手順は、次のとおりとする。

- ▶市場関係者からの提起は、提出者名を明記した文書によることとし、電子メールにより受け付ける。
- ▶当該提起を受け取った場合、当委員会事務局は、その旨を当委員会に報告するとともに、当委員会において、SSBJ基準に従った開示を行う場合に実務上著しく困難な状況が認められるかどうか、及び、代替的な取扱いの要否等について検討する。また、必要に応じて、公開の審議において提出者から提起された状況の説明を受ける。
- ▶審議の結果、SSBJ基準の改正が必要と判断した場合には、公開草案を公表し、公開草案に寄せられた市場関係者からの意見を踏まえ、最終的な改正の要否について判断する。

**【審議結果】**

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持されました。

**(2) 適用基準案の文案（審議事項A1-3）**

**【事務局提案】**

これまでの再審議の内容を踏まえた適用基準案の文案（2024年3月公開草案からの変更点に変更履歴を付したもの）が、事務局より示されるとともに、主な変更箇所について事務局より説明されました。

**【審議結果】**

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持されました。

なお、2024年11月29日に公表された公開草案「指標の報告のための算定期間に関する再提案」（意見募集期限は2025年1月10日まで）を踏まえた文案の修正については、当該公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえ、検討することが予定されています。

**(3) 一般開示基準案の文案（審議事項A1-4）**

**【事務局提案】**

これまでの再審議の内容を踏まえた一般基準案の文案（2024年3月公開草案からの変更点に変更履歴を付したもの）が、事務局より示されるとともに、主な変更箇所について事務局より説明されました。

**【審議結果】**

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持されました。

なお、気候基準案については、次回以降で審議される予定です。

参考： [第45回サステナビリティ基準委員会の概要 | サステナビリティ基準委員会](#)

関連記事： [第44回 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[第43回 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[第42回 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

**[サステナビリティ開示・保証の最新規制動向](#)**

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

## 有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイトアジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツリスクアドバイザー合同会社、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュートーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュートーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



**IS 669126 / ISO 27001**



**BCMS 764479 / ISO 22301**

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください  
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>